

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年3月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300649号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500112号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のE事業所(以下「F事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正及び標準報酬月額を認めることはできない。
- 2 請求期間②及び③について、請求者のF事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間④から⑧までの各期間について、請求者のF事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年4月1日から平成29年4月1日まで
② 平成29年4月1日から平成30年9月1日まで
③ 平成30年9月1日から令和元年12月31日まで
④ 平成26年7月
⑤ 平成27年4月
⑥ 平成27年7月
⑦ 平成28年4月
⑧ 平成28年7月

F事業所に平成26年4月1日から正社員として勤務したが、平成28年12月31日付けで解雇されたため、解雇撤回を求めて提訴した結果、和解が成立したため、和解条項を踏まえて、請求期間①から⑧までの各期間について、年金給付に反映する記録として、年金記録を訂正してほしい。

請求期間①について、一部期間がG社の厚生年金保険の被保険者期間とされているが、請求期間①の全ての期間をF事業所における厚生年金保険の被保険者期間として、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。また、請求期間①の標準報酬月額についても、同事業所から実際に支給された賃金又は本来得られたはずの賃金に見合う額に訂正してほしい。

請求期間②及び③について、F事業所において本来得られたはずの賃金に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間④から⑧までの各期間について、F事業所から支給された賞与額に見合う標準賞与額の記録として、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された解雇撤回に係る令和元年11月22日付けの和解調書(以下「和解調書」という。)を見ると、1) 請求者に対する解雇を撤回し、請求者とF事業所の事業主との間において、請求者が労働契約上の権利を有する地位にあること、2) 請求者は、令和元年12月21日から、従前どおりの業務を行う者として、F事業所において就労すること、3) F事業所は、請求者に対し平成29年1月1日から令和元年12月20日までの賃金(総支給額から所得税及び社会保険料を控除した後の手取金額)(以下「和解賃金」という。)

及びこれに対する遅延損害金の支払義務を負うこと、4) 請求者とG社との間には労働契約関係が存在しないこと等について、請求者とF事業所の事業主が確認したことが記載されている。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として、請求対象事業所（本件ではF事業所）に勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これらに見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

3 請求期間①（以下、平成26年4月1日から平成27年4月1日までの期間を「期間A」、平成27年4月1日から平成28年4月1日までの期間を「期間B」、平成28年4月1日から平成29年1月1日までの期間を「期間C」及び平成29年1月1日から同年4月1日までの期間を「期間D」という。）について、日本年金機構は、本件訂正請求の受付後、F事業所の厚生年金保険の適用年月日を平成29年4月1日から平成26年4月1日に訂正し、請求者に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する処理を行っており、請求期間①のうち、期間A、期間B及び期間Dについては、オンライン記録において、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

4 請求期間①について、1) 期間A及び期間Bについては、日本年金機構から提出された請求者に係るF事業所の平成26年分、平成27年分及び平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに請求者から提出された同事業所の平成26年分、平成27年分及び平成28年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）によると、請求者が同事業所から給与が支給されていることが確認できるが、平成26年分、平成27年分及び平成28年分の給与から厚生年金保険料が控除された事情は認められないこと、2) 請求者から提出された平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（以下「確定申告書」という。）によると、平成26年の所得は、F事業所及び従前勤務先の収入であり、社会保険料控除の内訳は、国民健康保険及び国民年金のみであること、3) 平成27年分の確定申告書によると、平成27年の所得は、F事業所及びG社からの収入であるところ、社会保険料控除の内訳は、国民健康保険、国民年金及び「源泉徴収票のとおり」と記載されており、このうち、「源泉徴収票のとおり」とされた金額は、請求者から提出されたG社の平成27年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額と一致している上、社会保険料の合計額は、H市から提出された請求者に係る平成28年度の市民税・住民税・森林環境税に係る回答書と一致していること、4) 期間Cについては、請求者から提出されたF事業所の平成28年分の源泉徴収票及び日本年金機構から提出された請求者に係る同事業所の平成28年分の源泉徴収簿を見ると、請求者が同事業所を平成28年3月31日に退職した旨が記載されており勤務がうかがえない上、当該源泉徴収簿からは同年4月以降に係る給与及び賞与の支給並びに厚生年金保険料の控除の記載が確認できないこと、5) 期間Dについ

ては、請求者から提出されたF事業所の平成29年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録（平成29年4月1日取得）により推認できる平成29年分の社会保険料額とおおむね符合している上、請求者から提出された解雇撤回に係る令和元年6月6日付けの第1審の判決書別紙に記載された賃金額（以下「判決書賃金」という。）のうち、平成29年4月から同年12月までの賃金額から算出される社会保険料額ともおおむね符合しており、期間Dの厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえないことがそれぞれ認められる。

また、F事業所は、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求期間①において、請求者が、F事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認することはできない。

次に、請求期間①のうち、期間A、期間B及び期間Dに係る標準報酬月額については、前記のとおり、当該各期間について、請求者がF事業所の事業主から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができないことから、厚生年金特例法により標準報酬月額を認定することはできない上、オンライン記録を上回る報酬月額の支給をうかがわせる事情も見当たらない。

なお、請求期間①のうち期間Bについて、請求者から提出された源泉徴収票、日本年金機構から提出された源泉徴収簿等により、F事業所とG社の両事業所から、請求者に対し、給与が支給されていることが確認できる。

また、二以上事業所勤務被保険者については、厚生年金保険法施行規則第2条において、「被保険者は、同時に二以上の事業所に使用されるに至ったときは、（中略）届書を、日本年金機構に提出しなければならない。」と規定されているところ、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届により、日本年金機構は、請求者について、F事業所を選択事業所、G社を非選択事業所として、期間Bを二以上事業所勤務被保険者期間とする処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録において、請求者がG社の役員であった記録は見当たらず、請求者の同社における勤務実態は不明であり、和解調書においても、請求者と同社との間には労働契約関係が存在しないことが記載されていることを踏まえると、請求者について、F事業所及びG社のそれぞれの事業所に使用される二以上事業所勤務被保険者であるとして、期間Bに係る標準報酬月額を認定することはできない。

このほか、請求期間①において、F事業所の事業主による請求者に係る厚生年金保険料の控除、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料をF事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、請求者が請求期間①において、同事業所の事業主により、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 請求期間②について、和解調書によると、F事業所が請求者に対する解雇を撤回し、請求者を従前どおりの業務を行う者として同事業所に復職させるとともに、和解賃金を支払う旨の記載が確認できる。

一方、判決書賃金のうち、平成29年分及び平成30年分の賃金額から算出される社会保険料額の推認額（平成29年分は前記4の推認額）は、請求者から提出された平成29年分及び平成30年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額とおおむね符合していることが確認できる。

また、判決書賃金のうち、平成29年4月の賃金額は、日本年金機構が保管する請求者に係るF事業所の厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額と同じ額であり、

当該報酬月額に見合う標準報酬月額及び同事業所から提出された平成 29 年 9 月における厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に記載されている請求者の標準報酬月額は、それぞれオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、F 事業所は、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、このほか、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、F 事業所の事業主により、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

- 6 請求期間③について、当該期間は、本件訂正請求受付日（令和 2 年 10 月 16 日）において、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、厚生年金特例法の対象とはならず、厚生年金保険法により、記録の訂正が認められるかを判断することになることから、当該期間の標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することになる。

和解調書によると、F 事業所が請求者に対する解雇を撤回し、和解賃金を支払う旨の記載が確認できる。

一方、判決書賃金のうち、平成 30 年 4 月、5 月及び 6 月の賃金額は、日本年金機構が保管する F 事業所の平成 30 年 9 月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額と同じ額であり、同事業所から提出された平成 30 年 9 月及び令和元年 9 月における厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、判決書賃金のうち、平成 30 年分の賃金額は、請求者から提出された平成 30 年分の源泉徴収票の給与支払金額と一致しており、令和元年分の賃金額（推認額を含む。）から算出される社会保険料額は、請求者から提出された令和元年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額とおおむね符合していることを踏まえると、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていた事情はうかがえない。

このほか、請求期間③の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、F 事業所の事業主により、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を支給されていたと認めることはできない。

- 7 請求期間④及び⑥について、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録は、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、請求期間④及び⑥の賞与について、日本年金機構から提出された請求者に係る F 事業所の平成 26 年分及び平成 27 年分の源泉徴収簿を見ると、請求者の当該各期間の賞与額及び源泉所得税額が記載されており、賞与額はオンライン記録と符合しているものの、社会保険料等の控除額はいずれも記載されていないことが確認できる。

また、請求者から提出された F 事業所の平成 26 年分及び平成 27 年分の源泉徴収票においても、社会保険料等の金額がいずれも記載されていないことから、請求期間④及び⑥の各賞与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

さらに、F 事業所は、請求期間④及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、このほか、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認

又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④及び⑥において、F事業所の事業主により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 8 請求期間⑤について、請求者から、F事業所から現金で支給されていたとする賞与に係る封筒の写しが複数提出されているものの、いずれの封筒にも事業所名称及び支給年月日の記載はなく、支給内容の特定が困難であるところ、同事業所は、当該複数の封筒に係る賞与の支給について、いずれも不明と回答しており、請求期間⑤に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無を確認又は推認することができない。

また、日本年金機構から提出された請求者に係るF事業所の平成27年分の源泉徴収簿を見ると、請求者の請求期間⑤に係る賞与の記載は確認できない上、請求者から提出された同事業所の平成27年分の源泉徴収票においても、社会保険料等の控除額は記載されていないことが確認できる。

このほか、請求期間⑤において、F事業所の事業主から請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤において、F事業所の事業主により賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

- 9 請求期間⑦及び⑧について、日本年金機構から提出された請求者に係るF事業所の平成28年分の源泉徴収簿を見ると、請求者が同事業所を平成28年3月31日に退職した旨が記載されている上、同年4月以降の給与及び賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の記載は確認できない。

また、前記3及び4に記載のとおり、請求者は、請求期間⑦及び⑧を含む期間Cについて、オンライン記録においてF事業所における厚生年金保険の被保険者記録がない上、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間として、年金記録を訂正することを認めることはできないことから、請求期間⑦及び⑧について、請求者に係る標準賞与額の訂正を認めることはできない。